

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（キノフメリン等16品目）の残留基準の改正）及び「食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する件（案）」（発芽スイートルーピン抽出たんぱく質）について（概要）

令和6年11月6日
消費者庁食品衛生基準審査課

1. 改正の趣旨

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、内閣総理大臣は、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品の製造等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができ、同条第2項の規定により、規格基準に合わなければ製造等を行ってはならないこととされている。
- さらに、同条第3項において、農薬等（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品をいう。以下同じ。）が人の健康を損なうおそれのない量（0.01ppm。以下「一律基準」という。）を超えて残留する食品は、製造等を行ってはならないこととされているが、食品ごとに許容される残留量の限度（以下「残留基準」という。）について規格基準が定められたものについては、この限りではないとされている。また、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（以下「対象外物質」という。）については、一律基準の適用対象外とされている。
- 規格基準については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において、対象外物質については、食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号）において示されている。
- 今般、食品中に含有される農薬等の国際基準や国内外での使用状況等を考慮し、残留基準及び対象外物質について所要の改正を行う。なお、今般の改正案は、農薬等により人の健康を損なうおそれのないよう規格を定めるものであり、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価が行われたことを受け、また、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会の審議（令和6年6月25日）において了承されている。

2. 改正の概要

(1) 以下の農薬等の残留基準を別紙のように改正する（第1のAの6及び7関係）。

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| (1)農薬キノフメリン | (2)農薬シフルメトフェン |
| (3)動物用医薬品及び飼料添加物スルファキノキサリン | |
| (4)動物用医薬品スルファクロルピリダジン | (5)動物用医薬品スルファジアジン |
| (6)動物用医薬品スルファジミジン | (7)動物用医薬品スルファジメトキシ |
| (8)動物用医薬品スルファドキシ | (9)動物用医薬品スルファメトキサゾール |
| (10)動物用医薬品スルファモイルダプソン | (11)動物用医薬品スルファモノメトキシ |
| (12)動物用医薬品スルフィソゾール | (13)動物用医薬品タイロシン |
| (14)農薬ピリベンカルブ | (15)農薬及び動物用医薬品フェニトロチオン |
| (16)農薬フロメトキン | |

(2) 以下の物質を対象外物質として加える。
「発芽スイートルーピン抽出たんぱく質」

3. 根拠条項

- 法第13条第1項及び第3項

4. 施行期日等

(1) 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件

- 告示日：令和7年1月下旬（予定）
- 施行期日：告示日（ただし、規制の強化に当たる品目等については、告示の日から起算して1年を経過した日から施行する。）

(2) 食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する件

- 告示日：令和7年1月下旬（予定）
- 施行期日：告示日